

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号、以下「交付要綱」という。）別表学事振興課関係の表中、3「長崎県私立高等学校授業料軽減補助金」の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、「別に定める保護者」とは、以下（1）～（4）に定めるいずれかの要件を備えた保護者とする。

ただし、（1）及び（4）については全日制及び通信制に、（2）については通信制及び専攻科に、（3）については専攻科に係る授業料の軽減措置においてのみ適用するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は生徒が児童福祉法第27条第1項第3号により措置されている者とする。
- （2）市町村民税所得割及び県民税所得割を非課税とされた者
- （3）市町村民税所得割及び県民税所得割の保護者合計額が別に定める基準額未満である者
- （4）判定額が別に定める金額に該当する者（ただし、高等学校等就学支援金の「加算あり世帯」に該当する者を除く。）

2. 専攻科における（2）「市町村民税所得割及び県民税所得割を非課税とされた者」については、令和3年7月以降は以下の基準とする。

$$\text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除の額} < 100\text{円}$$

3. （3）「市町村民税所得割及び県民税所得割の保護者合計額が別に定める基準額未満である者」の「別に定める基準額」とは、

保護者等の道府県民税所得割額の額と市町村民税所得割額の額とを合算した額
基準額＝85,500円

ただし、令和3年7月以降の判定については、以下の基準とする
地方税の課税所得 \times 6% $-$ 調整控除の額 $<$ 51,300円

4. （4）「判定額が別に定める金額に該当する者」の「別に定める金額」とは、

保護者等の「市町村民税の課税標準額 \times 6% $-$ 市町村民税の調整控除の額」の合計が
215,400円未満である者

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} < 215,400\text{円}$$

5. 「補助率又は額」の欄、「別に定める基準により算定する額」とは、

（1）私立高等学校の生徒で就学支援金制度の対象となる者の場合、

※専攻科は国の修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の対象となる場合

①「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、（1）に該当する者（生活保護世帯等）

全日制：一人あたり月額 5,300円

通信制：一人あたり月額 5,250円

②「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、（2）に該当する者（市町村民税所得割非課税世帯）

通信制：一人あたり月額 5,250円

専攻科：一人あたり月額 35,600円

③「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、(3)に該当する者（市町村民税基準額未満世帯）

専攻科：一人あたり月額 17,800円

（ただし、授業料が35,600円未満の場合は授業料の半額）

④「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、(4)に該当する者（判定額基準額未満世帯）

全日制：一人あたり月額 6,600円

通信制：一人あたり月額 2,475円

※ ただし、就学支援金と授業料軽減補助金とで所得を確認する保護者が違う場合（「長崎県私立高等学校等授業料軽減補助金における取扱について」参照）においては、就学支援金と授業料軽減補助金の合計額の上限を以下のとおりとする。

①「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、(1)に該当する者（生活保護世帯等）

全日制：一人あたり月額 38,300円

通信制：一人あたり月額 30,000円

②「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、(2)に該当する者（市町村民税所得割非課税世帯）

通信制：一人あたり月額 30,000円

③「補助事業の内容、対象経費等」の欄中、(4)に該当する者（判定額基準額未満世帯）

全日制：一人あたり月額 33,000円

通信制：一人あたり月額 24,750円

（ただし、就学支援金の判定方法により加算区分が「加算なし」の世帯に相当する場合は半額とする）

※ 補助対象となる授業料は、申請を行う年度の授業料を上限とする。

附 則

この取扱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した取扱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した取扱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した取扱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した取扱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した取扱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。